

第 10 期

平成30年度

認可外保育施設新制度移行支援事業

認可外保育施設新制度移行希望事業者

適格性審査 募集要項

世田谷区

(平成30年8月10日)

世田谷区 保育担当部 保育認定・調整課

認可外保育施設担当

<目 次>

1	認可外保育施設新制度移行支援事業	2
2	新制度の給付対象施設及び事業	2
3	応募資格	3
4	応募の条件	5
5	応募方法	10
6	欠格事項	10
7	その他募集に関する注意事項	10
8	施設整備に係る補助（補助型に適用する補助）	11
9	運営費等	15
10	給付対象施設及び事業への区加算補助	15
11	延長保育事業や一時預かり事業の取扱い	16
12	給付対象施設及び事業の概要及び実施基準	16
13	適格性審査の実施及び結果について	27
14	適格性審査終了後の事業開始に向けた取り組み	29
15	事業開始までのスケジュール	29
16	適格性審査提出書類一覧	31
17	書類提出先及び問い合わせ先	42
18	その他（注意事項）	42

【参考】

世田谷区保育理念

すべての子どもたちは、幸せに生きる権利があります。

子どもにとって最初の保育者は保護者です。

わたしたちは一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、  
あなたととともに保育を通しての福祉に努めます。

世田谷区保育方針

- 1 命の大切さ、生きる力をはぐくみます。
- 2 あなたとともに、心豊かな子育てを目指します。
- 3 地域の社会資源を活かし、地域の子育て力の向上に努めます。

世田谷区保育の質ガイドライン

世田谷区のホームページ

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/129/1812/d00138520.html>

世田谷区子ども計画（第2期）

世田谷区のホームページ

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/138/d00138606.html>

待機児童数等の状況

世田谷区のホームページ

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/129/1812/d00031371.html>

# 1 認可外保育施設新制度移行支援事業

区では、区内認可外保育施設の子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の給付対象施設及び事業への移行を促進するため、世田谷区子ども・子育て支援事業計画及び予算措置との整合を図りながら、平成31年度まで新制度の給付対象施設及び事業の認可・確認基準に適合させるための施設整備費補助等支援を行います。

支援を実施するにあたり、「認可外保育施設新制度移行希望事業者適格性審査委員会」を設置し、給付対象施設及び事業への移行を希望する認可外保育施設について、認可・確認基準を満たし、給付対象施設及び事業として適正な運営をすることができるか、又、区が支援を行う適格性を有しているかの審査を実施します。

本事業は予算の成立を条件に実施するものです。また、本要項に記載する事業内容や実施基準等が今後決定する関係規定と異なる場合は、規定が優先します。

すでに給付対象施設及び事業の認可・確認基準を満たしており施設整備を伴わない移行についても、適格性審査を受けてください。ただし、この適格性審査で適格性を有していると確認することが、給付対象施設及び事業となることを決定するものではありません。別途、認可・確認申請手続きが必要となりますのでご注意ください。

## 2 新制度の給付対象施設及び事業

### (1) 給付対象施設（教育・保育施設）

	施設区分	認定区分	認定基準
1	幼稚園	1号認定	教育標準時間
2	認定こども園(幼保連携型)	1～3号認定	教育標準時間 保育標準時間 保育短時間
	認定こども園(保育所型)		
	認定こども園(幼稚園型)		
	認定こども園(地方裁量型)		
3	保育所	2・3号認定	保育標準時間 保育短時間

### (2) 給付対象事業（地域型保育事業）

	事業区分	認定区分	認定基準
1	家庭的保育事業	2・3号認定	保育標準時間 保育短時間
2	小規模保育事業A型		
	小規模保育事業B型		
	小規模保育事業C型		
3	事業所内保育事業		
4	居宅訪問型保育事業		

### (3) 支給認定区分（保育の必要性認定区分）

	認定区分	対象年齢範囲	教育・保育時間
1	1号認定	3～5歳	教育標準時間(4時間)
2	2号認定	3～5歳	保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間)
3	3号認定	0～2歳	保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間)

### 3 応募資格

応募には、次の事項（応募資格）を全て満たすことを要します。応募後、本資格を欠格した場合は、応募資格を有しないものとし、応募は無効とします。

#### (1) 事業主体

原則として、平成30年8月1日現在において、次のいずれかの法人格を有することを要します。なお、新たに法人格を取得する見込みがある場合については、別途ご相談ください。

社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等に規定する一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人

日本赤十字社法に規定する日本赤十字社

特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

会社法第2条第1号に規定する会社

私立学校法に規定する学校法人

前各号に定めるもののほか、区長が認める事業者

#### (2) 応募対象施設

現行の認可外保育施設を廃止し、給付対象施設及び事業への移行を希望する世田谷区内に存する認可外保育施設であることを要します。

#### (3) 運営実績

平成30年8月1日現在において、上記(2)応募対象施設が、次のいずれかの運営実績を満たすことを要します。

世田谷区の運営費等補助を受けて運営している認可外保育施設であること

児童福祉法第59条の2第1項の規定により東京都へ認可外保育施設設置届を提出し、受理された日から同一の事業者が継続して5年以上運営している認可外保育施設であること

#### (4) 財務状況

運営する保育事業以外の事業を含む全体の財務内容が適正であり、次のいずれにも該当しないことを要します。

認可保育所への応募

ア 直近3年間の会計年度において、3年間連続して損失を計上している。

「直近3年間の決算報告書等」のうち、損益計算書の「当期純利益」、または事業活動計算書の「当期活動増減差額」が3年間にわたり損失が計上されている。

イ 直近期の会計年度において、債務超過となっている。

「直近期の決算報告書等」において、貸借対照表の「負債（債務）」が「資産（財産）」を上回っている。

地域型保育事業への応募

ア 小規模保育事業を営む事業以外の事業を含む全体の財務内容が、次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 直近3年間の会計年度において、3年間連続して損失を計上している。「直近3年間の決算報告書等」のうち、損益計算書の「当期純利益」が3年間にわたり損失が計上されている。

(イ) 直近2年間の会計年度において、いずれかの年度が債務超過となっている。「直近2年間の決算報告書等」のうち、いずれかの年度で貸借対照表の「負債（債務）」が「資産（財産）」を上回っている。

イ 安定的に賃借料を支払いうる財源を確保し、当該財源とは別に、当面の支払いに

充てるための1年間の賃借料に相当する額を、安全性があり、かつ、換金性の高い預貯金等（普通・定期預金、国債等）により保有していること。

ウ イとは別に、小規模保育事業の年間事業費の1/2分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

(5) 所管庁の監査、指導検査等

事業主体及び運営している施設において、直近に実施された所管庁の監査、指導検査等において、文書指摘を受けていないことを要します。ただし、文書指摘を受けた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の取扱いとします。

(6) 上記(2) 応募対象施設利用者に対する新制度移行に関する説明及び確認

給付対象施設及び事業の利用者は、区が保育の必要性を認定(2・3号認定)し、入園選考(利用調整)を行います。また、給付対象施設及び事業は、区が入園選考(利用調整)により決定した利用者を受け入れていただく必要があります(応諾義務)。

今般、認可外保育施設の新制度移行を促進することを目的に、区が行う支援事業により認可外保育施設が新制度の給付対象施設及び事業に移行する場合は、移行する認可外保育施設の在園児が一定の条件のもと、移行後も引き続きその施設をご利用いただけるよう取扱いを定めています。

応募にあたっては、上記(2) 応募対象施設利用者及び利用希望(予定)者に対して、次の事項を全て説明し、様式9-1「新制度移行に伴う施設利用者への説明確認書」を提出することを要します。

移行に向けた方針、計画(時期、施設整備計画等)に関すること

移行が決定した場合は、現行の認可外保育施設を廃止すること

認証保育所の廃止にあたっては、廃止予定日の1月前現在在籍児全員について、処遇確保先を提示できない時は、東京都による廃止が認められません。

移行する場合に、一定の条件のもと在園児の継続利用の取扱いがあること

別添1「認可外保育施設新制度移行支援事業～認可外保育施設が認可施設及び事業に移行する場合の在園児の取扱いについて～」をご確認ください。

(7) 上記(2) 応募対象施設利用者の継続利用について(対象者と確認方法)

平成30年8月1日現在の上記(2) 応募対象施設利用者<sup>に</sup>給付対象施設及び事業への移行が決定した場合の意向(継続利用希望の有無、受入予定先)を確認し、様式9-2「応募対象施設利用者の新制度移行に関する確認書」を提出することを要します。

[1] 対象者

各移行年度の基準日時点で、利用契約締結済み要件を満たす場合は、世田谷区民に限り継続利用の対象とします。

ただし、基準日以降に契約した方は、いかなる場合においても、継続利用の対象になりませんので、ご注意ください。

[2] 確認方法

様式9-2に、氏名その他必要事項を記載してください。移行が決定した場合、各移行年度の4月1日(又は開所予定月の1日)の定員設定のため、空き定員については、入園選考(利用調整)で利用者を募集しますので、各移行年度の基準日以降は、移行する年の4月1日(又は開所予定月の1日)以降の利用の契約(内定含む)は、締結しないでください。(移行しないことが決定した場合は、認可外保育施設として従来どおりご契約いただけます。)

なお、契約した場合は、その契約について、区は一切責任を負いません。よって、その契約により、認可が認められない場合の他の児童の対応についても、事業者が責任をもって、対応してください。

## 継続利用の対象者

移行予定年月日	継続利用対象者となる基準日
2019年 (平成31年)4月	平成30年10月1日在籍児童
2020年4月	2019年10月1日在籍児童
各年の4月1日以外	移行予定日の属する月の3月前の初日在籍児童

詳細については正式に認可施設又は事業への移行決定後、別途お知らせいたします。

### (8) 移行後の定員設定について

移行後の施設及び事業の年齢別定員は、継続利用する在園児数も考慮のうえ設定してください。移行年度からの定員の弾力化は原則認められません。

### (9) その他

応募事業者は、次の事項を全て満たす者とします。

施設を利用する保護者はもとより地域との信頼関係を築ける事業者であること  
社会福祉事業に熱意と見識を有し、良好な実績のある事業者であること  
給付対象施設及び事業を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること

区の掲げる保育理念や保育方針、保育の質ガイドライン等を十分に理解し、区の保育行政について積極的に協力できる事業者であること

本要項にて提示する条件を厳守できること

「6 欠格事項」に記載する(1)から(5)までのいずれにも該当しないこと

本募集要項の参加表明書を提出した者であること

## 4 応募の条件

応募には、移行を希望する給付対象施設及び事業の認可・確認基準を満たすとともに、関係法令及び条例等関係規定の基準を満たすこと、並びに本要項にて提示する条件を厳守できることを条件とします。

本募集は、平成31年度まで定期的に行う予定ですが、応募の条件等に変更が生じる可能性がありますので、適格性審査応募申請にあたっては、応募時の要項を必ずご確認ください。(応募時の要項と適合しない準備を進めた結果、応募条件を満たさなくなった場合やその費用負担等については、区は一切責任を負いません。)

### (1) 平成30年9月7日(参加表明締切)までに事前相談を行っていること。

提案場所周辺の整備計画の有無や、保育需要を確認する必要があるため、事前相談を必ず行ってください。

事前相談は随時受け付けております。

窓口にお越しいただく場合は、事前にご連絡ください。また、電話及びメールでのご相談も可能です。

### (2) 事業開始年月日

原則、各年の4月1日とします。

#### [1] 給付対象施設 [保育所]

2019年(平成31年)4月1日

以下の場合のみが対象です。

- ・既存施設（現状のまま・改修）を活用する場合  
増床及び移転による移行の場合は、施設の改修等や東京都への認可申請に係わる手続きや整備等に要する期間を鑑み、原則対象といたしません。
- ・想定スケジュールに合致しない場合は、希望している事業開始年月日に沿うことができない場合があります。

2020年4月1日以降

給付対象施設の場合は、東京都が認可を行うため、東京都が示したスケジュールに合致しない場合は、希望している事業開始年月日に沿うことができない場合があります。

[ 2 ] 地域型保育事業 [ 家庭的保育事業等 ]

2019年（平成31年）4月1日

2020年4月1日以降

進捗状況によっては希望している事業開始年月日に沿うことができない場合がありますので、ご了承ください。

( 3 ) 適格性審査対象施設及び事業

以下の表中「 」を付した募集区分への移行を審査の対象とします。

特定教育・保育施設	募集区分		特定地域型保育事業	募集区分	
	補助	自主		補助	自主
幼稚園			家庭的保育事業		
認定こども園（幼保連携型）			小規模保育事業A型		
認定こども園（保育所型）			小規模保育事業B型		
認定こども園（幼稚園型）			小規模保育事業C型		
認定こども園（地方裁量型）			事業所内保育事業		
保育所			居宅訪問型保育事業		

保育所における補助型は、平成30年度、31年度以降での改修等が対象です。

企業主導型保育事業については、子ども・子育て支援法に基づく認可事業ではなく、認可外保育施設であるため、移行の対象ではありません。詳しくは、内閣府及び児童育成協会へお問い合わせください。

( 4 ) 募集区分

募集区分	概要
補助型	認可・確認基準を満たさない認可外保育施設が、区からの補助金を受けて認可・確認基準を満たすために既存施設の改修、増床、又は移転により、給付対象施設及び事業へ移行する。
自主整備型	認可・確認基準を満たしている認可外保育施設が、区からの補助金を受けずに給付対象施設又は事業へ移行する。又は認可・確認基準を満たさない認可外保育施設が、区からの補助金を受けずに自ら認可・確認基準を満たすために、既存施設の改修、増床、又は移転により、給付対象施設又は事業へ移行する。

募集区分に拠らず、施設整備（改修含む）を行う場合は、保育所等整備・運営に関して、町会関係者、地域住民等への説明を応募事業者の責任において行うこと。

( 5 ) 追加条件

移行方法	現状のまま・改修	増床	移転
	既存施設活用	既存施設 + 新規整備	新規整備
説明	既存施設をそのまま活用する。 既存施設に所要の改修を加え認可・確認基準に適合させる。	既存施設の近隣の土地・建物を整備し、既存施設と一体の施設及び事業（又は分園）として認可・確認基準に適合させる。	既存施設を閉鎖し、新たな土地・建物を整備し認可・確認基準に適合させる。
共通の追加条件	<p>本事業は、平成30年度予算、平成31年度予算及び平成31年度以降の予算の成立を条件とし、各根拠規定に基づき、予算の範囲内で実施します。</p> <p>補助の対象となる施設整備            ・平成30年度、平成31年度（平成31年度以降は予算の成立及び各根拠規定に基づき決定します。）いずれかで着工・竣工する給付対象施設又は事業の認可・確認基準を満たすために必要な改修、増床、又は移転に必要な経費が対象です。</p> <p>施設の老朽化防止や建替等を目的とした経費は対象外です。また、原則、複数年度にわたる補助は実施しませんが、該当する場合は、ご相談ください。            ・整備にかかる費用の補助については、移行支援事業者に決定後、改修等の着工日以降に支払った金額が対象です。また、保育所の整備においては、保育所の認可を行う東京都による計画承認がされてから、改修等の着工が可能となりますので、ご注意ください。</p> <p>事業を実施するために締結する契約は、区が定める契約手続きの取扱いに準拠するとともに、応募事業者の定める経理規定に則り実施してください。原則として、予定価格が250万円を超え9億円未満の工事請負契約は、指名競争入札、予定価格が9億円以上の工事請負契約は、一般競争入札により契約の相手方を決定してください。ただし、新築建貸しの賃貸借物件を活用する場合で、土地所有者等が内装工事の施工者を指定する場合等にご相談ください。</p> <p>応募事業者が整備を行う場合の施工業者等との契約や物品購入等に当たっては、平成12年2月17日社援第7号「社会福祉法人における入札契約等の取り扱いについて」を参考のうえ、経理規定等について、適正な事務取扱を図ってください。</p> <p>区が実施する補助には、補助を受けて取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を付します。定期借地・借家等で契約期間終了後、再度契約ができなかった場合を含め、事業廃止等に際しては、財産処分の承認にあたって付される条件（補助金の返還等）を満たしていただく必要があります。</p> <p>既存施設を整備するにあたり、以前に補助金を受けている場合は、新たな整備を行う際に、以前交付を受けた補助金の財産処分の承認が必要となり、承認にあたって付される条件（補助金の返還等）を満たしていただく必要が</p>		



	<p>あります。</p> <p>移行のための整備等にあたっては、本募集要項において提示する補助制度を除き、移行のための整備及び運営において必要となる費用については自らの負担となります。</p>		
移行方法別の追加条件	現状のまま・改修	増床	移転
	既存施設活用	既存施設＋新規整備	新規整備
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所への移行については原則、0歳児から2歳児までの定員を過去5年間の最大よりも拡充すること。</li> <li>・ 保育施設整備優先度の高い地域においては、上記によらない場合がありますのでご相談ください。</li> <li>・ 定員設定については事前に区と相談すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員を拡充すること</li> <li>・ 定員設定については事前に区と相談すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員を拡充すること</li> <li>・ ただし、家庭的保育事業や小規模保育事業への移行については、事業の制度上、定員の上限が定められているため、定員拡充できない場合も可とする。</li> <li>・ 既存施設の改修等により認可・確認基準への適合が図れないものであること</li> <li>・ 定員設定については事前に区と相談すること。</li> </ul>

#### (6) 施設の構造及び整備に関する確認事項

関係法令及び条例等関係規定の基準を満たすことを確認するため、関係部署に事前に相談し、その指導に従うことを要します。

ここに掲げる法令及び条例、関係規定が全てではありませんので、ご注意ください。

関係部署に相談する際は、計画図面を用意し、建築士等、設計に精通した者を帯同する等、計画内容を説明できるようにしてください。

- ・ 児童福祉法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の関係法令
- ・ 建築基準法及び関係法令（昭和25年法律第201号）
- ・ 消防法及び関係法令（昭和23年7月24日法律第186号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- ・ 東京都福祉のまちづくり条例（平成7年東京都条例第33号）
- ・ 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成15年東京都条例第155号）
- ・ 食品製造業等取締条例（昭和28年東京都条例111号）
- ・ 文化財保護法

#### 【都市整備政策部建築審査課】

建築基準法による保育所用途として、設計を確定する前に予め都市整備政策部建築審査課に相談し、その指導に従うこと

建築基準法に基づく建築確認申請が必要ない規模であっても、家庭的保育事業以外は、保育所用途への適合を図り、一級建築士の保育所用途に適合している旨の証明書を添付すること

#### 【都市整備政策部都市デザイン課】

- ・ 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例（バリア

フリー建築条例)

・世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例

ユニバーサルデザイン推進条例第14条の規定に基づく「計画届出書」または「既存施設適合状況調査報告書」の写し(区の收受印があるもの)を提出すること

【防災街づくり担当部建築安全課】

・世田谷区狭あい道路拡幅整備条例

【各総合支所街づくり課】

・世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例

・都市緑地法及び世田谷区みどりの基本条例

・世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例

その他地域により条件が異なるため、必ず管轄の総合支所街づくり課に相談し、対象法令、関係規定の基準を満たすこと

【世田谷保健所】

調理室・調乳室の構造設備については、図面を確定する前に予め保健所に相談し、その指導に従うこと

【消防署】

建築基準法に基づく建築確認申請が必要ない(規模、及び既に保育所用途となっている)場合も、予め管轄の消防署と事前協議を行い、その指導に従うこと。また、事前協議の議事録を提出すること。

【その他建築基準に関すること】

給付対象施設及び事業に用いる建物は、建築確認申請書、建築確認済証、及び検査済証(検査済証が紛失している場合は台帳記載事項証明書)等の写しを提出することを要します。新築のものは、各証書の交付後に、提出してください。

昭和56年6月1日以降に、建築確認を受けている建物であること。また、これ以前に建築確認を受けている場合は、耐震補強を実施するなどして、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針(平成18年国土交通省告示第184号)に定める方法により行った耐震診断を受け、非木造建築物(鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造)はI<sub>s</sub>値(構造耐震指標)0.7以上かつq値が1.0以上、木造建物は、I<sub>w</sub>値(総合評点)1.1以上であることが確認できる書類を提出することを要します。

#### (7) 運営に関する確認事項

給付対象施設及び事業に移行後、施設及び事業の運営にあたっては、運営基準を遵守するとともに、以下の事項に取り組むことを要します。

区が主催する研修・講習会等に積極的に参加すること

区が行う保育内容等に関する助言指導、改善勧告等に従い、また、その助言指導、改善勧告等に対する改善を図ること

「世田谷区保健福祉サービス事業者指導要綱」及び「児童福祉法等関係法令」を遵守し、自己評価や第三者評価、相談・苦情対応のしくみを整備するなど、安定した質の高い保育を行うこと

東京都福祉サービス第三者評価を3年間に1回以上受審する等、定期的に外部評価を受け、評価結果を公表すること

区が適格性を有すると決定した後、給付対象施設及び事業整備の実績として、区の実施する評価・検証(財務内容も含む。)に協力すること

区が利用調整を行った児童を受け入れること(応諾義務)

定員数が充足することを保証するものではありません。

利用児童に対する安定的・継続的な保育の提供という視点から、経営状況の悪化等により、運営開始後に保育の提供が困難になった場合の具体的な対応策を講じること

## 5 応募方法

「16 適格性審査提出書類一覧」のとおり、必要書類をそれぞれの提出期限までに提出してください。

## 6 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの（地方公共団体の一般競争入札の参加者資格に抵触する者）
- (2) 市民税又は法人市民税、固定資産税、都市計画税等を滞納しているもの、または、代表者がこれらの税金を滞納しているもの
- (3) 破産法、若しくは民事再生法の適用を受けているもの又は受けようとしているもの
- (4) 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）及び第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当するもの
- (5) 応募事業者（関連団体も含む。）又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うもの  
必要に応じて、資格審査のために関係機関への照会を行う場合があります。

## 7 その他募集に関する注意事項

- (1) 応募に必要な費用は、審査期間に生じる費用も含め全て応募事業者の負担とします。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、その応募を無効とします。
  - ア 応募資格を有しない、または審査期間中に応募資格を満たさなくなった場合
  - イ 応募申請書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
  - ウ 応募申請書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - エ 許容できる表現方法以外の表現方法が用いられているもの
  - オ 虚偽の内容が記載されているもの
  - カ 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
  - キ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (3) 本要項の応募資格を満たさない事業者より、参加表明書及び応募申請書等の提出があった場合は、受理（受領後、応募資格を確認し、その文書を有効なものとして受領すること）をしません。受理しないため、審査を行わず、応募申請書等は返送します。
- (4) 区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。
- (5) 本要項及び区が提供する資料は、応募の検討以外の目的で使用することを禁じます。
- (6) 区が必要と認める場合には、個人に関する情報を除き、応募申請書等の内容を公表することがあります。
- (7) 上記（3）の場合を除き、提出された応募申請書等は返却しません。
- (8) 事業の実施内容の詳細については、応募申請書等の内容を踏まえ、区との協議を経て確定します。
- (9) 応募後に、当該応募を取り下げることになった場合は、至急ご連絡ください。

- (10) 本募集における審査結果については、企画提案部分を除き、今後の本事業に係る募集において一定期間引き継ぐこととします。また、本募集要項における審査の結果、移行にいたらなかった応募事業者について、同一事業者による同一年度内での「認可保育所整備・運営事業者募集要項（提案型）」及び「小規模保育事業整備・運営事業者募集要項（提案型）」への提案は受け付けません。
- (11) 本募集要項に基づき整備・運営事業者として決定された後に、開設時期や施設長候補者を含む提案内容の変更は認めません。やむを得ない事情により変更する場合は、区との協議が必要となります。また、提案内容が守られないときは、補助金を減額または支出しない場合があります。

## 8 施設整備に係る補助（補助型に適用する補助）

本要項における補助型の施設整備に係る補助は、適格性審査対象施設及び事業種別により取扱いが異なりますので、ご注意ください。

区の施設整備に係る補助の財源の一部は、国や都の補助制度を受けていますが、国及び都の補助制度については平成30年8月1日現在において、すべての詳細な情報が提示されておりません。

そのため、本要項では、平成29年度の補助をもとに掲載しております。30年度においては、国や都の補助制度により、内容が変更になることがありますので、ご注意ください。（内容によっては、補助の対象とならないこともあります。）

なお、2020年4月開設予定の場合は、31年度予算の成立を条件とし、国や都と協議の上、各根拠規定に基づき、予算の範囲内で実施します。

詳しくは、移行支援事業者決定後、お知らせいたします。

### (1) 保育所

内装改修（賃借する施設を活用した増床又は移転する場合）

項目	補助対象経費	補助基準額	補助率及び補助基本額										
改修費	補助事業を実施する場所として次の要件を満たす改修費。 事業者が内装工事等の着工日以降に支払った額に限る。  増床による改修等を行う場合は、就学前まで利用可能な定員設定とすること、又は粗大遊びのスペースを確保すること。	【整備費】 賃借施設を用いる場合 1施設あたりの補助基準額 下記表により補助基準額を算出) 補助基準額 単位:千円	【整備費】(躯体を除き設計料を含む内装費実支出額)と準備費の合計と補助基準額の少ない方に3/4を乗じた額(千円未満切捨て)  1/4の額が事業者負担  東京都が補助要綱を制定した場合、補助率が変更になる場合があります。										
	移転による新規整備改修等を行う場合は、原則として、園庭、隣接する代替遊戯場を確保すること。	<table border="1"> <tr> <td>定員41～70</td> <td>149,800</td> </tr> <tr> <td>71～100</td> <td>194,600</td> </tr> <tr> <td>101～130</td> <td>234,000</td> </tr> <tr> <td>131～160</td> <td>270,900</td> </tr> <tr> <td>161～190</td> <td>307,700</td> </tr> <tr> <td>191～220</td> <td>341,800</td> </tr> </table>		定員41～70	149,800	71～100	194,600	101～130	234,000	131～160	270,900	161～190	307,700
定員41～70	149,800												
71～100	194,600												
101～130	234,000												
131～160	270,900												
161～190	307,700												
191～220	341,800												

賃借料	補助事業を実施する場所として次の要件を満たす賃貸借料（礼金及び建物賃貸借料（敷金は除く。）事業者が内装工事等の着工日以降に限る。	【賃借料】 新規施設貸借の場合 定員×10㎡×14,000円	【賃借料】 補助基準額と実際の賃借料の年額とを比べいづれか少ない額
-----	--	--------------------------------------	--------------------------------------

### 本体工事

項目	補助対象経費	補助基準額	補助率及び補助基本額																
工 事 費	<p>補助事業を実施する場所として次の要件を満たす本体工事費/特殊付帯工事費/工事事務費又は設計料加算/保育所開設準備費改修費 事業者が着工日以降に支払った額に限る。</p> <p>増床による改修等を行う場合は、就学前まで利用可能な定員設定とすること。また、粗大遊びのスペースを確保すること。</p>	<p>【整備費】 下記の合計額に3/2を乗じた額 本体工事費 単位:千円</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>定員41～70</td><td style="text-align: right;">103,100</td></tr> <tr><td>71～100</td><td style="text-align: right;">133,900</td></tr> <tr><td>101～130</td><td style="text-align: right;">161,100</td></tr> <tr><td>131～160</td><td style="text-align: right;">186,500</td></tr> <tr><td>161～190</td><td style="text-align: right;">211,800</td></tr> <tr><td>191～220</td><td style="text-align: right;">235,400</td></tr> <tr><td>221～250</td><td style="text-align: right;">260,800</td></tr> <tr><td>251～</td><td style="text-align: right;">289,800</td></tr> </table>	定員41～70	103,100	71～100	133,900	101～130	161,100	131～160	186,500	161～190	211,800	191～220	235,400	221～250	260,800	251～	289,800	<p>【整備費】整備費の合計と補助基準額の少ない方に3/4を乗じた額（千円未満切捨て） 1/4の額が事業者負担 東京都が補助要綱を制定した場合、補助率が変更になる場合があります。</p>
	定員41～70	103,100																	
71～100	133,900																		
101～130	161,100																		
131～160	186,500																		
161～190	211,800																		
191～220	235,400																		
221～250	260,800																		
251～	289,800																		
<p>移転による新規整備改修等を行う場合は、原則として、園庭、隣接する代替遊戯場を確保すること。</p>	<p>特殊付帯工事費 10,220千円</p> <p>設計料加算(千円未満切捨) (本体工事費+特殊付帯工事費)×5%</p> <p>開設準備費加算 定員区分における基準額×増加定員</p> <p>定員区分における基準額 単位千円</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>定員41～70</td><td style="text-align: right;">19</td></tr> <tr><td>71～100</td><td style="text-align: right;">15</td></tr> <tr><td>101～130</td><td style="text-align: right;">13</td></tr> <tr><td>131～160</td><td style="text-align: right;">12</td></tr> <tr><td>161～190</td><td style="text-align: right;">11</td></tr> <tr><td>191～220</td><td style="text-align: right;">11</td></tr> <tr><td>221～250</td><td style="text-align: right;">11</td></tr> <tr><td>251～</td><td style="text-align: right;">11</td></tr> </table> <p>土地借料加算（新たに土地を賃借する場合） 30,000千円</p>	定員41～70	19	71～100	15	101～130	13	131～160	12	161～190	11	191～220	11	221～250	11	251～	11		
定員41～70	19																		
71～100	15																		
101～130	13																		
131～160	12																		
161～190	11																		
191～220	11																		
221～250	11																		
251～	11																		

		<p>定期借地権設定のための一時金加算（定期借地権契約による土地の確保に必要となる権利金や前払地代などの一時金を支払う場合）</p> <p>国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額×1/2×2/3 （千円未満切捨）</p>	
賃借料	<p>補助事業を実施する場所として次の要件を満たす土地賃料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業用定期借地権設定契約後最初の3月までの賃料で一括前払いしたもの</li> <li>・契約後最初の3月までの間に契約が解除された場合未充当額を借地権者に返還することを契約に定められているもの。</li> <li>・土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を利用する場合は対象外</li> </ul>	<p>【賃借料】</p> <p>新規施設貸借の場合 定員×10㎡×14,000円</p>	<p>【賃借料】</p> <p>補助基準額と実際の賃借料の年額とを比べいずれか少ない額</p>

< 賃借料について >

内装改修（賃借する施設を活用した増床又は移転する場合）及び 本体工事の賃借料は、以下のものは対象外です。

地域の水準に照らして適正な額を超える賃料等

整備・運営事業者とする旨の決定を受けた日より前の期間の賃料等

開園日の属する月より15箇月以上前の期間の賃料等

事業用定期借地権設定契約又は建物賃貸借契約の当事者が利益相反関係にある場合の当該契約に基づき支払われる賃料等

事業用定期借地権設定契約の有効期間が創設に係る保育所の施設の耐用年数（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める耐用年数をいう。）よりも短期間である場合の当該契約に基づき支払われる賃料等

建物賃貸借契約の有効期間が20年未満である場合の当該契約に基づき支払われる賃料等

その他、区長が補助対象経費とする賃料等として適当でないとしたもの。

改修費（既存施設を活用）

項目	補助対象経費	補助基準額	補助率及び補助基本額
改修費	本公募要項【「12 給付対象施設及び事業の概要及び事業基準」(1) 給付対象施設(教育・保育施設) 保育所】の実施基準を満たすための改修に係る経費であること。	改修費補助 1施設あたり 内訳 改修等32,000千円 ただし、1施設1回限り	補助基準額と補助対象経費の少ない方に3/4を乗じた額(千円未満切捨て) 1/4の額が事業者負担

(2) 家庭的保育事業

項目	補助対象経費	補助基準額
改修費	設備等改修費（実施保育所以外）補助事業の実施に要する設備等の改修に要した経費	保育実施場所1箇所あたり年額 左の経費に相当する額 ただし、2,400,000円（上限）
賃貸借料	補助事業専用の場所として次の要件を満たす物件を賃借するのに要した費用（共益費を含み、補助事業の準備期間中（5ヶ月を上限）のものに限る。） (1) 幼児用バス（沐浴槽）を設置していること。 (2) 乳幼児用のトイレを設置していること。 (3) 衛生的な調理施設を設置していること。 (4) 保育スペースを1階に設けていること又は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号に定める基準を満たすこと。	賃貸物件1件当たり151,500円

(3) 小規模保育事業

項目	補助対象経費	補助基準額	補助率及び補助基本額
改修費等	小規模保育事業を実施する場合に必要な設備及び改修整備等に係る費用。ただし、補助対象となる経費は、 <u>建物の躯体工事費等を除く内装工事等に限る。</u> 既存建物を借り上げて小規模保育事業の施設整備をする場合に貸し主に対して支払う <u>礼金及び建物賃貸借料（敷金は除く。）</u> に係る費用 新規契約のもの。補助対象となる期間は5ヶ月間を上限とする。	1事業所当たり 32,000,000円 (このうち礼金及び賃貸借料は2,400,000円を上限とする。)	補助金の額は、補助基準額と補助対象経費を比較して、 <u>少ない方の額を補助基本額</u> とし、補助基本額に <u>3/4を乗じて得た額</u> (千円未満切捨て) 1/4の額が事業者負担となります。

## 留意事項

本要項に記載する内容が予算成立後制定する補助金交付要綱規定と異なる場合は、規定が優先します。

本要項において提示する賃貸借料補助は、整備に係る期間の賃貸借料を補助するものです。賃貸借物件を活用した整備を検討する際には、整備に係る経費、事業開始後の資金計画を踏まえ、給付対象施設及び事業として適正な運営ができることを確認してください。

施設整備にあたっては、本募集要項において提示する補助制度を除き、施設整備及び運営において必要となる費用については、自己負担となります。

## 9 運営費等

新制度では給付対象施設及び事業に対し、国が定める公定価格に基づき運営費等を支払います（法定代理受領）。運営費等は地域区分や利用定員、認定区分による基本額（児童一人当たりの単価）と、職員配置や開所時間による加算額により決定します。

### (1) 公定価格

平成30年度の公定価格につきましては、国による単価表に基づきます。

本要項に基づく応募申請書類等は、単価表に基づき試算をお願いいたします。

世田谷区は、「百分の二十地域」に該当します。

別添3を参照してください。

なお、公定価格の給付を受けるためには、都又は区から「認可」を受けた後、区による「確認」が必要になります。

「確認」の要件にあたっては必ず「別添3 - (5) 留意事項通知（国公印入り）」をご確認ください。

### (2) 利用者負担額（保育料）

利用者負担額（保育料）は別添4「保育料（保育のごあんない平成30年度用P53の抜粋）」のとおりです。私立認可保育所以外の利用者負担額（保育料）は、事業者が利用者から区が定めた金額を徴収します。なお、区から支払う運営費等は、以下のとおり算定します。

$$\boxed{\text{公定価格} = \text{利用者負担額（保育料）} + \text{給付費}}$$

#### 【区が支払う運営費等】

- ・私立認可保育所：委託費 = 公定価格
- ・私立認可保育所以外：給付費 = 公定価格 - 利用者負担額（保育料）

## 10 給付対象施設及び事業への区加算補助

本要項に基づく応募申請書類等は、公定価格の単価表に基づき試算をお願いいたします。

### (1) 給付対象施設（教育・保育施設）に対する加算補助

現在区では、私立認可保育所の運営費等について、保育の質の向上を図ることを目的に、区加算補助を行っています。

運営費の算定の際は、「世田谷区保育所等運営費助成金交付要綱」、「世田谷区保育推進事業補助金交付要綱」等を参照してください。

### (2) 給付対象事業（地域型保育事業）に対する加算補助

給付対象施設（教育・保育施設）と同様に、保育の質の向上を図ること等を目的とした区加算補助を行っております。詳しくは、「世田谷区特定地域型保育事業所運営費助



成金交付要綱」, 「世田谷区保育推進事業補助金交付要綱」等を参照してください。

本加算補助は区の独自補助であるため、交付された補助は原則として当該園で指定された目的のための支出されるものであり、実績報告を確認した上で、補助金交付額が実績に満たない場合は返還していただく可能性があります。

## 1 1 延長保育事業や一時預かり事業の取扱い

新制度において、これまでの延長保育事業や一時預かり保育事業は、子ども・子育て支援事業計画に従い、新制度に基づく「地域子ども・子育て支援事業(以下、「13事業」という。)」として実施しています。

本要項に基づく応募申請書類等は、移行を希望する給付対象施設及び事業の認可・確認基準を満たす運営を想定し、移転や増床(増床については、一部の場合のみ)による給付対象施設への移行以外においては、延長保育事業や一時預かり保育事業の実施を求めません。(実施することを妨げるものではありません。)

給付対象施設及び事業のそれぞれの取扱い等の要綱は以下のとおりになりますので、ご確認ください。

< 給付対象施設 >

- ・ 延長保育事業      実施基準      「世田谷区民間保育所延長保育事業実施要綱」  
   運営費      「世田谷区保育所等運営費助成金交付要綱」
- ・ 一時預かり事業      「世田谷区一時預かり事業運営費補助要綱」  
   「世田谷区保育推進事業補助金交付要綱」

< 給付対象事業 >

「延長保育事業」及び「一時預かり事業」は、「世田谷区保育推進事業補助金交付要綱」をご覧ください。

## 1 2 給付対象施設及び事業の概要及び実施基準

(1) 給付対象施設(教育・保育施設)

保育所

項目	実施基準
定員	定員20人以上(0歳又は1歳から5歳児まで) ただし、移転による移行の場合は、 <u>45人以上とする。</u> <u>最終的な定員設定は、区の指示に従うこと。</u>
実施事業	通常保育(11時間開所) <u>原則</u> 、午前7時15分から午後6時15分まで(日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から土曜日まで) 延長保育2時間以上 障害児保育 定期利用保育(移行後2年程度、3歳から5歳児に欠員が生じた場合) 一時預かり事業(定員の5~10%程度の人数を専用保育室で受け入れること) <u>の時間範囲外で実施の検討している場合は、提案時に理由を付して、提示すること。(必ずしも認められるものではありません。)</u> 0歳児保育を実施する場合は、生後57日目からの産休明け保育を実施すること 「移転」以外の移行については、については任意とする。

	<p>実施を希望する場合も、区との協議により、建物や定員の規模等で実施しないと判断する場合もある。</p> <p>応募にあたっては追加の事業を提案することも可とする。ただし、提案された事業の実施を約束するものではなく、実施事業の決定にあたっては、区との協議を経ることが必要となる。</p>												
<p style="text-align: center;">設備 構造</p>	<p>「建築基準法」、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」、「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」及び「保育所設置認可等事務取扱要綱」等の関係法令の定めるところに従うほか、次の基準による設備を設けること</p>												
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児室またはほふく室 0歳児保育実施の場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳児1人あたり、3.3㎡以上。</li> <li>ただし、「移転」による移行の場合は、0歳児1人あたり5.0㎡（有効面積）以上とすること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>屋外遊戯場</td> <td> <p>児童が実際に遊戯することができるスペースとして2歳児以上1人あたり3.3㎡以上を確保すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「増床」による移行の場合は、園庭、隣接する代替遊戯場、またはホール等粗大遊びのスペースとして、クラス別定員（2歳児以上）の最大人数×3.3㎡以上を確保すること。</li> <li>・「移転」による移行の場合は、認可保育所整備・運営事業者募集要項（提案型）と同じく、屋外遊戯場を確保すること（保育所の屋外遊戯場の代替となりうる公園・広場が隣接している場合は敷地内に設けることを要しない場合があります。）</li> </ul> <p>移行支援における緩和の要件については、別添2「認可外保育施設新制度移行支援において屋外遊技場確保条件を緩和するための要件」を参照。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	要件	乳児室またはほふく室 0歳児保育実施の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳児1人あたり、3.3㎡以上。</li> <li>ただし、「移転」による移行の場合は、0歳児1人あたり5.0㎡（有効面積）以上とすること</li> </ul>	屋外遊戯場	<p>児童が実際に遊戯することができるスペースとして2歳児以上1人あたり3.3㎡以上を確保すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「増床」による移行の場合は、園庭、隣接する代替遊戯場、またはホール等粗大遊びのスペースとして、クラス別定員（2歳児以上）の最大人数×3.3㎡以上を確保すること。</li> <li>・「移転」による移行の場合は、認可保育所整備・運営事業者募集要項（提案型）と同じく、屋外遊戯場を確保すること（保育所の屋外遊戯場の代替となりうる公園・広場が隣接している場合は敷地内に設けることを要しない場合があります。）</li> </ul> <p>移行支援における緩和の要件については、別添2「認可外保育施設新制度移行支援において屋外遊技場確保条件を緩和するための要件」を参照。</p>						
	区分	要件											
乳児室またはほふく室 0歳児保育実施の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳児1人あたり、3.3㎡以上。</li> <li>ただし、「移転」による移行の場合は、0歳児1人あたり5.0㎡（有効面積）以上とすること</li> </ul>												
屋外遊戯場	<p>児童が実際に遊戯することができるスペースとして2歳児以上1人あたり3.3㎡以上を確保すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「増床」による移行の場合は、園庭、隣接する代替遊戯場、またはホール等粗大遊びのスペースとして、クラス別定員（2歳児以上）の最大人数×3.3㎡以上を確保すること。</li> <li>・「移転」による移行の場合は、認可保育所整備・運営事業者募集要項（提案型）と同じく、屋外遊戯場を確保すること（保育所の屋外遊戯場の代替となりうる公園・広場が隣接している場合は敷地内に設けることを要しない場合があります。）</li> </ul> <p>移行支援における緩和の要件については、別添2「認可外保育施設新制度移行支援において屋外遊技場確保条件を緩和するための要件」を参照。</p>												
<p>有効面積とは、部屋の内法面積（固定された収納及び手洗い設備等を除く）である。</p> <p>室内化学物質濃度については、厚生労働省の定める標準測定法により測定を行い、同省が定める指針値以下の数値であること。</p> <p>以下の場合には施設整備費補助金の一部を返還する可能性があることに留意した上で、建物の構造を計画すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>）敷地使用期間満了時に耐用年数が経過していない場合</li> <li>）施設整備補助を活用した建物の耐用年数以前に保育所を廃止又は建物を除却した場合</li> </ul> <p>《参考：保育所等の耐用年数（厚生労働省告示第384号）》</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>構造</th> <th>耐用年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造</td> <td>47年</td> </tr> <tr> <td>れんが造・石造又はブロック造</td> <td>38年</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">金属造のもの (鉄骨造)</td> <td>骨格材の肉厚が4mm超</td> <td>34年</td> </tr> <tr> <td>骨格材の肉厚が3mm超4mm以下</td> <td>27年</td> </tr> <tr> <td>骨格材の肉厚が3mm以下</td> <td>19年</td> </tr> </tbody> </table>	構造	耐用年数	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	47年	れんが造・石造又はブロック造	38年	金属造のもの (鉄骨造)	骨格材の肉厚が4mm超	34年	骨格材の肉厚が3mm超4mm以下	27年	骨格材の肉厚が3mm以下	19年
構造	耐用年数												
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	47年												
れんが造・石造又はブロック造	38年												
金属造のもの (鉄骨造)	骨格材の肉厚が4mm超	34年											
	骨格材の肉厚が3mm超4mm以下	27年											
	骨格材の肉厚が3mm以下	19年											

	<table border="1" data-bbox="427 91 1321 168"> <tr> <td>木造</td> <td>22年</td> </tr> <tr> <td>木骨モルタル</td> <td>20年</td> </tr> </table> <p>敷地内に、保護者が送迎の際に一時的に利用する自転車駐輪場所、ベビーカー置場を設けること。</p> <p>敷地内に、給食の材料搬入や緊急時等に一時的に利用する車両の駐停車スペースを確保すること。なお、敷地内に確保できない場合については、代替として近隣の駐車場を確保すること</p>	木造	22年	木骨モルタル	20年
木造	22年				
木骨モルタル	20年				
<p>保育を実施する土地</p>	<p>原則として、移行する各年4月1日に保育所開園が可能な区内の土地であること。(上記以外の開設予定の場合はご相談下さい)</p> <p>移転する場合においては、定員45人以上を確保できる面積の土地であること。なお、原則として、P17~18「設備、構造」に記載している屋外遊戯場を確保すること。</p> <p>【参考】区内における認可保育所の整備実績平均(平成27年4月時点)</p> <p>敷地面積 : 10㎡程度/定員1名 建物延床面積 : 8㎡程度/定員1名</p> <p>建築基準法第42条に定義される道路に接している土地であること。接している道路が私道であり、公道に出るまでの間、私道を避難路として使用する場合、児童が避難路として使用することについて、当該私道の所有者との覚書等を取り交わすことが可能な土地。</p> <p>敷地外に出ることができる二方向の避難路が確保されていることなど、保育所としての安全性が担保される土地であること。</p> <p>次のいずれかに該当する土地であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>）応募事業者が所有権を有している、又は保育所開園に支障のない時期までに自己所有となる土地。 別途、区と協議してください。</li> <li>）以下の条件を満たした事業用定期借地権の設定契約により貸与される土地。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付期間は20年以上とし、原則として、建築を予定する建物の耐用年数(P17「設備、構造」《参考：保育所等の耐用年数》)に1年を加えた年数以上の貸付期間とすること。なお、貸付期間が建物の耐用年数より短い場合は、閉園時に施設整備費補助金の一部返還の可能性がります。</li> <li>・賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であり、かつ年間賃借料が保育所運営費(国基準)の3ヶ月分に「世田谷区保育所等運営費助成金交付要綱」に定められている施設運営向上費加算を加えた額を超えないこと。</li> <li>・定期借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合は、土地所有者が一時金のうち未充当期間相当額を借地権者に返還することを契約書に定めていること。</li> </ul> </li> </ul> <p>貸付にあたっては、公証役場にて公正証書を作成すること。</p> <p>原則として、隣地・道路との境界が確定している土地であること。</p> <p>抵当権等の保育所整備に支障となるものが、設定されていない又は区が指定する期日までに抹消できる土地であること。</p> <p>定期借地権設定契約をもとに公正証書を作成し、当該物件の引き渡し後に、抵当権等が設定・登記される場合については、提案対象として取り扱います。ただし、根抵当が設定、登記される場合は提案対象の</p>				

	<p>物件とはなりません。</p> <p>土地所有者が住民税又は法人住民税、固定資産税、個人事業税、都市計画税等を滞納していないこと。</p> <p>土地所有者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。</p> <p>必要に応じて、関係機関への照会を行う場合があります。</p>
<p>保育を実施する建物</p>	<p>移行する各年4月1日に保育所の開園が可能な区内の建物であること（上記以外の開設予定の場合はご相談下さい）</p> <p>建物の建つ土地に接している道路が私道であり、公道に出るまでの間、私道を避難路として使用する場合、児童が避難路として使用することについて、当該私道の所有者との覚書等を取り交わすことが可能な建物。</p> <p>敷地外に出ることができる二方向の避難路が確保されていることなど、保育所としての安全性が担保される土地に建築された建物であること</p> <p>次のいずれかに該当する建物であること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>）応募事業者が所有権を有している又は保育所開所に支障のない時期までに自己所有となる建物 別途、区と協議してください。</li> <li>）以下の条件を満たした賃貸借契約等により貸与される建物 <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、貸付期間が10年以上であること 既存施設活用の場合は、既存施設の貸付期間の残存年数が10年以上であること（契約更新等により10年以上保育施設として確保できることが確認できるものも含む）</li> <li>・賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であり、かつ年間賃借料が保育所運営費（国基準）の3ヶ月分に「世田谷区保育所等運営費助成金交付要綱」に定められている施設運営向上費加算を加えた額を超えないこと。 必要に応じて、不動産鑑定士による適正額の審査を行うことがあります。</li> </ul> </li> </ul> <p>抵当権等の保育所整備に支障となるものが設定されていない、又は区が指定する期日までに抹消できる建物であること。</p> <p>賃貸借契約を締結し、当該物件の引き渡し後に、抵当権等が設定・登記される場合については、提案対象として取り扱います。ただし、根抵当が設定、登記される場合は提案対象の物件とはなりません。</p> <p>土地について抵当権（根抵当は除く）が設定・登記されている、もしくはされる場合は、提案対象となる建物として取り扱いますが、土地の抵当権が実行され保育施設を閉鎖しなければならない可能性があり、安定的・継続的な運営が望めないこともあります。そのため、保育施設を閉鎖しなければならない状況となった場合の在籍児の処遇等については、十分に検討した上で提案を行ってください。</p> <p>建築確認申請書・建築確認済証及び検査済証（検査済証を紛失している場合は台帳記載事項証明書）の提出が可能であり、かつ建築基準法による保育所への用途変更が確実にできるものであり、認可保育所として使用するための施設基準を満たす建物であること。</p> <p>原則として、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けている建物（新耐震基準）。ただし、これ以前に建築確認を受けている場合であっても、</p>

	<p>耐震補強を実施するなどして、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により行った耐震診断を受け、<math>I_s</math>値が0.7以上かつ、<math>q</math>値1.0以上もしくは、<math>C_t u s d</math>値0.3以上となる鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物、<math>I_w</math>値が1.1以上の木造の建築物は、対象となる場合があります。</p> <p>検査済証の交付を受けていない建物の活用については、保育事業者が区長に関係書類を提出することにより、次の から をすべて満たすことを条件に認められる場合がありますため、事前に相談すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>）建築基準法の新耐震基準に基づく建築確認済証が交付されていること。</li> <li>）建物用途について建築基準法に基づく保育所用途への変更確認が認められていること、あるいはその見込みにあること。</li> <li>）建築物の構造体力や耐震性能について、建築確認時の設計図書、構造計算書及び施工図等に基づき新耐震基準を満たす建築物であること、あるいは鉄筋コンクリート造等にあつては <math>I_s</math> 値（構造耐震指標）が0.6を超えることなどの証明ができること。</li> </ul> <p>建物所有者及び土地所有者が住民税又は法人住民税、固定資産税、個人事業税、都市計画税等を滞納していないこと。</p> <p>建物所有者及び土地所有書が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。</p> <p>必要に応じて、関係機関への照会を行う場合があります。</p>
<p>関係法令の遵守</p>	<p>4 応募の条件（5）のほか、保育所の整備・運営にあたり、関係法令及び条例、関係規定の基準を満たすこと。</p> <p>ここに掲げる法令及び条例、関係規定が全てではないので注意すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の関係法令</li> <li>・東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例</li> <li>・東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則</li> <li>・保育所設置認可等事務取扱要綱（東京都）</li> <li>・世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例</li> <li>・世田谷区保育所等運営費助成金交付要綱</li> <li>・世田谷区民間保育所延長保育事業実施要綱</li> </ul>
<p>人材確保・育成</p>	<p>社会福祉事業における経験が豊富で、マネジメント能力の高い施設長候補者及び主任候補者を確保すること。</p> <p>施設長候補者は保育所設置認可等事務取扱要綱（東京都）の基準を満たす者であることを前提とする。</p> <p>【参考】（平成28年4月時点）</p> <p>区内私立認可保育所施設長の社会福祉施設経験年数の平均：26年9ヶ月</p> <p>職員を確保するための手段や育成方法に関して、実現性が高い計画としてください。</p> <p>保育士等の職員配置について、世田谷区保育所等運営費助成金交付要綱に定める基準を満たし、かつ、開園時から施設型給付費等に係る処遇改善等加算の基礎分の加算率6%以上（職員一人あたりの平均勤続年数4年以上）の体制を整えてください。</p>

	保育の安定性の面から、運営開始後職員の異動は極力避け、特に施設長候補者については、やむを得ない事情を除き、移行支援事業者として決定があった日から開園後5年間まで変更は行わないでください。
事業の継続性	預かった園児に対する安定的・継続的な保育の提供という視点から、経営状況等の悪化や賃借する物件の抵当権の実行等により、運営開始後に保育の提供が困難になった場合に備え、在籍児の処遇等について、十分な検討を行ってください。

(2) 給付対象事業(地域型保育事業)

給付対象事業共通の実施基準

項目	実施基準	備考
必要認定	3号認定	
対象年齢	0～2歳	
定員	各事業の基準に定められた範囲内での定員設定とする。 年度途中での定員変更はしないこと。	
保育実施日	月曜日から土曜日まで(休園日:日曜日、祝日及び12月29日から1月3日まで)	
基本保育時間	短時間保育時間(8時間以上) 標準保育時間(11時間以上) 応募申請書類等に、開園時間及び各時間別定員を記載すること 以下の条件を満たすこと ・認可外保育施設としての現行の保育時間を下回らないこと ・年度途中での保育時間の変更はしないこと	
時間外保育	原則、基本保育時間以外の時間に保育を実施すること 時間外保育時間の目安は、基本保育時間の前後1時間程度 応募申請書類等に、時間設定等を記載すること	
連携施設	開業と同時に連携施設を設定する場合 連携施設となる施設設置者と協定書等により連携に係る取扱いを相互に確認すること。その協定書等写しを応募申請書類等に添付すること(定員設定等は要確認。) 連携に係る費用については、双方の協議により決定し、運営費等の中から連携施設を運営する法人に直接支払うこと 連携施設の設定について、移行決定後、提案内容に問題が生じた場合、事業者自身で、連携施設の機能(卒園後の受け皿の確保等)を充足できるようにすること。 経過措置期間中に連携施設を設定する場合 開業までに連携施設を設定できない場合は、平成31年度までの経過措置期間に連携施設を設定すること。 協定書等写しに代えて、連携施設の設定計画書を添付すること	

項目	実施基準	備考
給食提供	<p>原則、自園で調理すること(連携施設等からの外部搬入可)</p> <p>本要項でいう「外部搬入」とは、「世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」第17条2項でいう搬入施設からの食事の提供のことをいい、それ以外からの搬入は認められません。(仕出し弁当配達等は不可。)</p> <p>経過措置期間中に給食提供できる体制を整える場合</p> <p>開業までに給食提供できる体制を整えられない場合は、平成31年度までの経過措置期間に給食提供できる環境を整えること</p> <p>応募申請書類等に、給食提供の環境整備計画書を添付すること</p>	
賠償責任保険	<p>事故等の発生による補償を行うことができるように、賠償責任保険に加入すること</p>	
経理	<p>原則、移行希望の当該特定地域型保育事業専用の独立した口座を設け、その他の事業の会計と区分すること</p> <p>当該事業の独立口座を開くことが出来ない場合は、実績報告時にその他の事業の会計と区分していることが分かる報告書を提示すること</p>	
運営基盤	<p>・年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。</p> <p>&lt;土地や建物を賃借する場合&gt;</p> <p>安定的に賃借料を支払い得る財源を確保していること。</p> <p>とは別に、当面の支払に充てるための1年間の賃借料に相当する額を、安全性があり、かつ、換金性の高い貯預金等で保有していること。</p>	
設備	<p>小規模保育事業及び事業所内保育事業にあたっては、原則、「建築基準法」、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」、「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」及び「保育所設置認可等事務取扱要綱」等の関係法令の定めるところのほか、本要項P17～18「12 給付対象施設及び事業の概要及び実施基準 (1)給付対象施設(教育・保育施設) 保育所」の「設備・構造」の～を準用して設備を設けること。</p>	
保育を実施する土地及び建物	<p>小規模保育事業及び事業所内保育事業にあたっては、原則、本要項P18～20「12 給付対象施設及び事業の概要及び実施基準 (1)給付対象施設(教育・保育施設) 保育所」の「保育を実施する土地」及び「保育を実施する建物(ただし を除く)」を準用して整備すること。ただし、検査済証の交付を受けていない建物の活用については、</p> <p> )～ )に加え以下の )及び )も満たすことを条件に認められる場合があるため、事前に相談すること。</p> <p> )100m<sup>2</sup>を超える専用面積が確保できる物件であること。</p> <p> )木造の建築物ではないこと。</p>	
人材の確保・育成	<p>職員を確保するための手段や育成方法に関して、実現性が高い計画としてください。</p>	
事業の継続性	<p>預かった園児に対する安定的・継続的な保育の提供という視点から、経営状況等の悪化や賃借する物件の抵当権の実行等により、運営開始後に保育の提供が困難になった場合に備え、在籍児の処遇等について、十分な検討を行ってください。</p>	
関係法令	<p>整備・運営にあたり、関係法令及び条例、関係規定の基準を満</p>	

項目	実施基準	備考
の遵守	たすこと（各事業に適用される基準は異なります。） ここに掲げる法令及び条例、関係規定が全てではないので、注意すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準</li> <li>・児童福祉法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の関係法令</li> <li>・東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例関係法令</li> <li>・世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例</li> <li>・世田谷区特定地域型保育事業所運営費助成金交付要綱</li> </ul>	
注意	<b>連携施設の設定や給食提供については、経過措置期間以降は、その設定が必須となります。</b> 経過措置期間以後、「世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関する条例」等の地域型保育事業の実施要件を満たさない場合は、「認可」及び「確認」を取り消される場合もありますので、計画的な移行を行ってください。	

#### 家庭的保育者等の要件

地域型保育事業のうち「家庭的保育事業」、「小規模保育事業C型」における「家庭的保育者」及び「家庭的保育補助者」や「小規模保育事業B型」及び「小規模型事業所内保育事業」における「保育士以外の保育従事者」については、以下の要件が必要です。要件に見合った人員を配置してください。

区分	要件	備考
家庭的保育者	保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 児童福祉法第18条の5号及び法34条の20第1項4号のいずれにも該当しない者 区長が行う研修（区長が指定する都知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者	
家庭的保育補助者	区長が行う研修（区長が指定する都知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者	
小規模保育事業B型に従事する者	保育士以外のその他保育に従事する職員として区長が行う研修（区長が指定する都知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者	
小規模型事業所内保育事業所	保育士以外のその他保育に従事する職員として区長が行う研修（区長が指定する都知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者	

#### 家庭的保育支援者及び管理者等の配置について

家庭的保育事業及び小規模保育事業の実施の際に、家庭的保育支援者及び管理者の配置については任意です。配置する場合は、「別添3 - (5) 留意事項通知（国公印入り）国による改正予定あり」をご確認ください。配置基準を満たさない場合は、これらに関する公定価格の基本加算部分が給付されませんので、ご注意ください。



## 研修について

区長が行う研修内容及び実施につきましては、以下の事を指します。

- ・家庭的保育研修（基礎研修及び認定研修）
- ・子育て支援員基本研修及び専門研修（地域保育コース（地域型保育））

研修の詳細につきましては、移行支援事業者確定後お知らせします。なお、指定の研修の修了が確認できない場合は、事業の実施基準となる事業の認可・確認はされませんので、ご注意ください。

## 地域型保育事業における注意事項

- ・事業実施にあたり保育従事者の配置基準を下回ることがないようにすること  
保育者有給休暇だけでなく突発的な休暇、退職に備えた配置を計画すること  
（配置基準は常時、基準を満たすこと）

配置基準を下回る場合は、定員変更や認可・確認の取消となる場合があります。

- ・応募事業者自らまたは連携施設等で、保育の技術的な支援や緊急時の相談・連絡を受け体制を整備すること
- ・「認可」基準だけでなく、公定価格を受けるための「確認」基準も満たすこと。

## 家庭的保育事業

項目		内容
定員		5人
職員	保育等従事職員	・家庭的保育者 区長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者 ・家庭的保育補助者 ・嘱託医 ・調理員（外部搬入する場合は未設置可）
	職員の配置基準	0～2歳児 3:1 補助者を置く場合は乳幼児 5:2 うち家庭的保育者が必ず1名以上配置すること。
施設	児童一人当たりの保育室面積	0～2歳児 3.3㎡
	設置階	1階
	必置施設	乳児・ほふく室、調理施設(台所)、便所、沐浴槽 屋外遊戯場(付近の代替地可):2歳児1人当たり3.3㎡
	施設全体の構造	・原則、賃貸物件であること。 ・新耐震基準に適合していること ・2方向避難経路が確保できること。
	防災	・火災報知機及び消火器の設置 ・消火訓練及び避難訓練の定期的な実施
給食	給食設備	衛生的で、保育室と区画されていること 幼児用以外に手洗い設備を施設に設置していること 居住中の居宅で保育を行う場合、居住者の使用する台所での給食調理はできませんので、ご注意下さい。

小規模保育事業

項目		A型	B型	C型
定員		6～19人	6～19人	6～10人 経過措置期間中は、定員上限15人まで可
職員	保育等従事職員	保育士10割 嘱託医 調理員(外部搬入する場合は未設置可能。)	保育士6割以上 嘱託医 調理員(外部搬入する場合は未設置可能。)	家庭的保育者 嘱託医 調理員(外部搬入する場合は未設置可能。)
	職員の配置基準	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 上記に加え+1名 常時2人を下回らないこと。	同左	0～2歳児 3:1 補助者を置く場合は5:2 常時2人を下回らないこと。
施設	児童一人当たりの保育室面積等	0・1歳 3.3㎡ 2歳以上 1.98㎡ 屋外遊戯場(付近の代替地可) 2歳児1人につき3.3㎡	同左	3.3㎡
	設置階	原則、1階 2階以上に設けるときは、各種法令基準を遵守すること	同左	同左
	必置施設	乳児室又はほふく室 保育室 調理室 便所 沐浴槽 屋外遊戯場(付近の代替地可)	同左	同左
	施設全体の構造	・設備運営基準条例等関係法令に適合した建物であること。 ・二方向避難確保等の各種規定に適合した建物であること。 ・新耐震基準に適合していること。	同左	同左
	防災等	保育室等を2階以上に設置する場合 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号に規定された内容(避難用階段の設置等)	同左	同左

項目		A型	B型	C型
給食	給食設備	衛生的で、保育室と区画されていること 幼児用以外に手洗い設備を施設に設置していること	同左	同左

### 事業所内保育事業

項目		保育所型 事業所内保育事業 定員20名以上	小規模型 事業所内保育事業 定員19名以下
定員		20名以上 ただし、地域枠の定員については、区が条例で定める数以上を要する。	19名以下 ただし、地域枠の定員については、区が条例で定める数以上を要する。
職員	保育等従事職員	保育所と同様	小規模保育事業 A型基準で実施する場合はA型、B型基準で実施する場合はB型と同様
	職員配置基準	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 常時、2人を下回らないこと。	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 上記に加え+1 常時、2人を下回らないこと。
施設	児童一人当たりの保育室面積等	0・1歳児 3.3㎡ 2歳児以上 1.98㎡ 屋外遊戯場(付近の代替地可)2歳児1人につき3.3㎡	同左
	設置階	原則、1階 2階以上に設けるときは、各種法基準を遵守すること	同左
	必置施設	乳児室又はほふく室 保育室、医務室、調理室、便所 屋外遊戯場(付近の代替地可)	乳児室又はほふく室 保育室、調理設備、便所 屋外遊戯場(付近の代替地可)
	施設全体の構造	原則として保育所最低基準に適合した建物であること	同左
	防災等	保育室等を2階以上に設置する場合 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号に規定された内容(避難用階段の設置等)	同左

給食	給食設備	衛生的で、保育室と区画されていること。 幼児用以外に手洗い設備を施設に設置していること。	同左
----	------	---	----

事業所内保育事業における利用定員（地域枠）

事業所内保育事業者は、利用定員数の区分に応じて、下表に定めるその他の乳児又は幼児の数（地域枠）を設けなければなりません。地域枠とは、区の利用調整を受けて、受託する児童であり、事業所内保育事業者が直接選考し、入園させることが出来ない定員枠のことです。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数(地域枠)
3人以上5人以下	2人
6人以上7人以下	3人
8人以上10人以下	4人
11人以上15人以下	5人
16人以上20人以下	6人
21人以上25人以下	7人
26人以上30人以下	8人
31人以上40人以下	12人
41人以上50人以下	15人
51人以上60人以下	20人
61人以上70人以下	25人
71人以上	25人

### 1.3 適格性審査の実施及び結果について

本要項に基づく移行支援の対象者（移行支援の適格性を有する者）の決定については、区が設置する「世田谷区認可外保育施設新制度移行適格性審査委員会（以下「審査委員会」という。）」の審査・選定に基づき、世田谷区長が行います。応募事業者がない場合又は審査の結果、移行支援対象者の決定を行わない場合があります。

(1) 審査方法（状況により審査を追加する場合がありますのでご承知おきください。）

書類審査：応募申請書類等の内容審査（財務審査を含む）

実地調査：現在運営している施設の現地調査及び新規整備を予定している場合は整備予定地の調査

ヒアリング審査：応募事業者へのヒアリング審査

(2) 審査実施にあたっての依頼事項

実地調査とヒアリング審査を実施するにあたり、区から実施日時を指定させていただきます。限られた期間の中で実施しますので、ご協力をお願いします。

実施にあたっては、別途通知をいたしますが、予定時期につきましては「15 事業開始までのスケジュール」をご確認ください。

ヒアリング審査には、事業者代表者（担当理事又は本事業の責任者でも可）と施設長を配置する場合は施設長候補者の出席を求めます。

、 に関する審査では、 の審査後、別途、施設長候補者に対するヒアリング用追

加資料を提出していただく場合があります。

### (3) 評価項目

審査委員会は、「子どもを中心とした保育」を実践するために、「保育所保育指針」、「世田谷区保育理念」、「世田谷区保育指針」、「世田谷区保育の質ガイドライン」に鑑み、次の点を重視して審査を行います。

評価項目	内容	
事業者の理念	児童福祉の理念・公共性・公益性を持ち、社会的使命を担っている事業者であること	事業者から提出された資料及び経営に携わる責任者、施設長候補者等との面接内容から、児童福祉施設としての社会的使命や地域における保育所等の役割に関する考え方等について、評価・審査を行います。
事業の安定性・継続性	運営にあたっての安定性・継続性が担保されていること	事業者の財務状況等について公認会計士による財務診断を行うことで、子どもや保護者が安心して保育の提供を享受し続けることができるかどうかについて評価・審査を行います。
運営管理体制	保育現場や外部の意見を取り入れるなど、民主的な運営がなされていること	内部の意見のみによる運営ではなく、客観的な外部の意見等を運営にフィードバックさせることや、保育現場からの意見が経営層の判断に反映される仕組みづくりがなされているかどうかについて評価・審査を行います。また、経営層に現場の責任者や児童福祉に精通した人材が含まれているかどうかについても評価・審査を行います。
保育の質	子ども本来の発達・育ちを重視し、子どもの視点に立った優良な保育を実施しており、区の保育理念も理解していること	事業者が現に運営している保育施設の現地調査を行うとともに、連絡帳や保育日誌等、日々の保育活動などを把握できる資料により、保育等の内容について評価・審査を行います。
人材の確保・育成	計画的な職員採用・人材育成により、質の高い職員が確保されていること	採用方法や異動に伴う既存施設への影響を注視しながら、移行施設の事業に配置を予定する職員の年齢・経験年数等のバランスについて評価・審査を行います。また、職員に対する処遇や研修の状況から、能力を高めながら働き続けることのできる環境の整備等についても評価・審査を行います。

この他、「世田谷区子ども・子育て支援事業計画及び予算措置との整合性」、「障害児保育に関する考え方」、「虐待対応に関する考え方」、「地域子育て支援の実績」、「給食提供に関する考え方」、「食育に関する考え方」、「防災的な視点からの取り組み」等についても評価・審査を行います。

### (4) 審査結果

審査結果につきましては、別途文書によりお知らせいたします。

移行支援事業者に決定した事業者につきましては、今後の事業開始に向けての取り組みについて、別途ヒアリング等の実施を調整させていただきます。

### (5) 移行支援事業者の決定に至らなかった場合

本適格性審査において、移行支援事業者の決定に至らなかった事業者におきましては、審査における指摘事項等をお伝えいたします。

今後も子ども・子育て支援事業計画及び予算措置との整合を図りながら、平成31年度

まで新制度の給付対象施設及び事業の認可・確認基準に適合させるための施設整備費補助等支援を行い、世田谷区認可外保育施設新制度移行希望事業者適格性審査委員会を開催する予定ですので、引き続き移行のご意向がある場合は、認可化への移行に向けた助言等の協力をしていきます。

## 1 4 適格性審査終了後の事業開始に向けた取り組み

概ね次の内容の手続き等を踏んで、事業開始に向けた準備に取り組んでいただきます。

項目	内容
区との協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区及び関係機関との協議 (事業内容・運営方法・設計内容・近隣状況等の確認)</li> <li>・施設整備費補助協議</li> </ul>
貸与契約等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地・建物所有者との貸与契約締結 既存施設のみ活用する場合は不要</li> </ul>
近隣住民への説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町会や近隣住民に対する説明会等の開催 増床、移転により新規整備を行う場合には、町会や近隣住民に対する説明会等を実施していただくことを想定しています。説明方法については、事業者の任意とします。</li> </ul>
工事関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育施設建設工事業者入札</li> <li>・保育所建設工事着工</li> <li>・室内化学物質濃度測定</li> </ul>
認可・確認申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可申請書類提出 給付対象施設(教育・保育施設)は区経由で東京都へ提出</li> <li>・認可実地検査</li> <li>・確認申請書類提出</li> </ul>
既存施設の廃止手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存認可外保育施設の廃止手続き 認証保育所の廃止については、東京都に廃止権限があります。 廃止にあたっては、財産処分の手続きや入所児童の処遇の確保等が必要になります。</li> <li>・区補助対象施設については、廃止に伴う財産処分の協議</li> </ul>
区の用意する開設に向けた支援の受講	<p>移行への要件として区が用意する開設に向けた支援を受講すること。 <b><u>特に世田谷区保育施設開設前支援プログラムについては、施設長候補者と主任候補者を必ず出席させること。</u></b></p> <p>&lt;開設前支援プログラムの予定&gt; 当該プログラムは、1回3日間の研修となっており、年間の候補日の中から、選択して受講していただくものです。</p>

## 1 5 事業開始までのスケジュール

現時点における見込みです。全体調整や申請件数等により、変更が生じる場合があります。

各開設時期共通

8月	10日	第10期募集要項公表
9月	7日	事前相談、参加表明及び質問受付期限
9月	14日	質問回答予定
9月	26日	適格性審査応募申請書受付期限
10月	上旬	応募事業者あて適格性審査実施通知

10月 上旬	書類審査及び実地調査（運営現場及び開設予定地）
10月 26日	第10期適格性審査委員会（ヒアリング審査実施予定日）
11月 中旬	適格性審査終了。審査結果通知発送 開設準備へ

審査委員会の日程は変更になる場合があります。

#### 2019年（平成31年）4月開設施設の場合

（保育所の場合は既存施設による移行のみ。）

10月 1日	継続利用児童の基準日 <u>継続利用児童の手続きは、適格性審査の結果後、開設時期が確定した後、ご案内します。</u>
11月 中旬	給付対象施設事前協議書提出（区が都へ提出） 給付対象施設計画承認申請書提出（区が都へ申請）
12月 中旬	給付対象施設都児童福祉審議会（計画承認） 計画承認後、改修等が可能になります。
1月 上旬	給付対象施設及び事業認可申請書、確認申請書提出期限 都へ給付対象施設認可申請書及び意見書の提出。都審査
1月 下旬	工事竣工、完了検査 危険箇所等の改善を指導する場合があります。
2月 上旬	現地確認（都） <u>設備工事の完了だけでなく、棚等の大型家具の設置済みであること。</u> <u>現地確認は、予定が前後し、2月上旬よりも早くに実施される可能性もあります。</u>
	室内化学物質濃度測定調査 棚等大型家具設置後に実施。（事業開始までに2週間以上の低減期間が必要です。）
	第1次利用調整（入園選考）結果発表 第2次利用申込み受付締め切り。利用調整開始。
	現地確認後の改善状況報告期限 認可申請書類、確認申請書類内容確認。審査完了期限。
2月下旬～3月上旬	第1次利用調整内定者の面接・健康診断等 第2次利用調整（入園選考）結果発表
3月 中旬	都児童福祉審議会（保育所認可の審議） 給付対象事業の認可・確認審議
3月 下旬	給付対象施設及び事業の認可・確認。 施設整備等補助金交付申請書提出期限 施設整備等補助金交付決定
31年4月 1日	事業開始 施設整備等補助金支払い（順次）

#### 2020年4月開設施設の場合

～30年12月頃	給付対象施設事前協議書提出（区が都へ提出） 移行に向けての準備
31年4月頃	給付対象施設計画承認申請書提出（区が都へ申請） （この期限よりも早期に提出することも可能です。）
5月頃	給付対象施設都児童福祉審議会（計画承認） （承認は申請時期により異なります。）

		計画承認後、(改修等が可能になります。)
10月	1日	継続利用児童の基準日
10月	上旬	継続利用に関する手続き (この時点で32年4月1日開設が見込める場合に限る。)
11月	下旬	継続利用児童の報告期限
	1月	利用申込み受付締め切り。利用調整開始
	1月	給付対象施設及び事業認可申請書、確認申請書提出期限。 都へ給付対象施設認可申請書及び意見書の提出。都審査
	1月	工事竣工、完了検査
	2月	上旬 現地確認(都) <u>設備工事の完了だけでなく、棚等の大型家具の設置済みであることが必要です。</u> <u>現地確認は、予定が前後し、2月上旬よりも早くに実施される可能性もあります。</u>
		室内化学物質濃度測定調査 棚等大型家具設置後に実施。(事業開始までに2週間以上の低減期間が必要です。)
		第1次利用調整(入園選考)結果発表 第2次利用申込み受付締め切り。利用調整開始
2月下旬～3月上旬		現地確認後の改善状況報告期限 認可申請書類、確認申請書類内容確認。審査完了期限。
		第1次利用調整内定者の面接・健康診断等 第2次利用調整(入園選考)結果発表
	3月	中旬 都児童福祉審議会(保育所認可の審議)
	3月	下旬 給付対象事業の認可・確認審議
		給付対象施設及び事業の認可・確認 施設整備等補助金交付申請書提出期限 施設整備等補助金交付決定
2020年4月	1日	事業開始 施設整備等補助金支払い(順次)

上記以外の開設を予定されている場合は、別途想定スケジュールを紙で明示のうえ、ご相談ください。

地域型保育事業の認可申請は、東京都ではなく区で行いますが、開設までのスケジュール等は保育所のものと同様になります。

## 16 適格性審査提出書類一覧

自由様式以外の提出書類は、区ホームページ上で取得できます。

### 【掲載予定位置】

区トップページ > 暮らしのガイド > 子ども・教育 > 保育 > 事業者の方向け情報 > 認可外保育施設に関する事>第10期認可外保育施設新制度移行希望事業者適格性審査

### (1) 提出期限 平成30年9月7日(金)午後5時15分【必着】の提出書類

#### 参加表明書

本要項に基づく適格性審査を受ける場合は、提出期限までに参加表明書を提出してください。なお、参加表明書の提出がない場合は、応募の条件を満たさないものとして、



適格性審査の対象外とします。また、事前相談が無い場合は参加表明書の提出を受け付けませんので、必ず事前相談を行ってください。(P5、4 応募の条件参照)

**【提出方法】**

保育認定・調整課認可外保育施設担当あてに、電子メール、FAXで送信、又は窓口へ提出してください。

電子メールで送信する場合は、件名を「(事業者名)第10期世田谷区移行適格性審査\_参加表明書」としてください。

電子メール、FAXで送信する場合は、確認のため電話連絡もお願いします。

直接窓口へ提出する場合は、事前に来庁日時をお知らせください。

チェック欄	書類名	様式	施設型	地域型
	「認可外保育施設新制度移行希望事業者 適格性審査」参加表明書	<b>応募書類 1</b> ・提出がない場合は、適格性審査の申請ができません。 ・提出前に必ず事前相談を行ってください。		

**質問票 質問がある場合のみ、提出してください。**

本要項に基づく適格性審査について質問がある場合は、参加表明書提出の期日(9月7日(金))までに質問票を提出してください。

**【提出方法】**

保育認定・調整課認可外保育施設担当あてに、電子メール、FAXで送信、又は窓口へ提出してください。

電子メールで送信する場合は、件名を「(事業者名)世田谷区移行適格性審査\_質問票」としてください。

電子メール、FAXで送信する場合は、確認のため、電話連絡もお願いします。

直接窓口へ提出する場合は、事前に来庁日時をお知らせください。

**【回答方法】**

質問及び回答は、質問者を伏せて9月14日(金)に区ホームページ上に掲載する予定です。

**【掲載予定位置】**

区トップページ > 暮らしのガイド > 子ども・教育 > 保育 > 事業者の方向け情報 > 認可外保育施設に関する<第10期認可外保育施設新制度移行希望事業者適格性審査

チェック欄	書類名	様式	施設型	地域型
	「認可外保育施設新制度移行希望事業者 適格性審査」 質問票	応募様式 2		

**(2) 提出期限 平成30年9月26日(水)午後5時15分【必着】の提出書類**

**応募申請書**

本要項に基づく適格性審査を受ける場合は、提出期間中に適格性審査応募申請書に ~ の書類を添付し、提出してください。

チェック欄	書類名	様式	施設型	地域型
	応募申請書	様式 1		

## 事業者に関する書類

チェック欄		書類名	様式	施設型	地域型
	1	応募を決定した理事会又は取締役会等の会議録等			
	2	法人登記事項証明書 応募日より3ヶ月以内に発行された履歴事項全部証明書	[正本(原本)以外は写しで可]		
	3	定款、寄付行為の写し(応募日現在のもの)			
	4	事業者の概要	<b>様式2-1(又は同等の内容が記載された自由様式)</b> 法人設立または事業開始から現在に至るまでの沿革がわかるパンフレット等を付すこと。		
	5	事業者の事業実績 (応募日現在のもの)	<b>様式2-2</b>		
	6	理事会又は取締役会等の構成 (応募日現在のもの)	<b>様式3</b>		
	7	評議員の構成(応募日現在のもの)	<b>様式4</b>		
	8	書類6及び7に記載のある者についての履歴書	職歴・法人役員就任年月日等の記載があり、応募日現在の状況が分かるもの。		
	9	法人内の施設長一覧	<b>様式5</b>		
	10	不動産所有・借用状況(応募日現在のもの)	<b>様式6</b>		
	11	予算書(直近3年度分)	各年度予算についての理事会等役員会の承認決議書を付したものの。		
	12	決算書(直近3年度分) 付属明細書としての販売費及び一般管理費内訳書を含む	監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したものの。 直近3年間に決算期を変更している場合はその理由。 個人事業主の場合は14を持って同書類にかえる。		

13	<p>普通預金・当座預金等の残高証明書（提出書類期限平成30年9月26日の1か月前以降の時点のもので、証明書の発行日が提出書類期限平成30年9月26日の2週間以内のもの）</p> <p>複数の金融機関の残高証明書を添付する場合は、全て同一日の残高を証明するものであること。</p> <p>表紙を含む通帳の全てのページのコピーも可とする。</p>	【正本（原本）以外は写しで可】		
14	<p>法人税申告書（直近1年度分） 更正通知書・修正申告書がある場合はそれも含む。</p> <p>または、確定申告書の控え（税務署の受理印を確認できるもの）の写し及び申告書に添付する書類一式（勘定科目内訳明細票等）の写し</p>	【正本（原本）以外は写しで可】 応募時点で個人事業主の場合は代表者の確定申告書。		
15	<p>法人の納税証明書（直近1年度分）市町村及び都税・県税事務所が応募日より3ヶ月以内に発行したもの</p> <p>23区内の事業者は区市町村が発行するものは不要です。 都税事務所が発行する「法人事業税・特別税」及び「法人都民税」を提出。</p>	<p>【正本（原本）以外は写しで可】 応募時点で個人事業主の場合は代表者の納税証明書</p> <p>【青色申告の個人事業主】 区市町村で発行するもの ・区市町村・都県民税 都税・県税事務所が発行するもの ・個人事業税</p> <p>【白色申告の個人事業主】 区市町村で発行するもの ・区市町村・都県民税</p>		
16	<p>法人の納税証明書（税務署が発行） （1）「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明（その3の3） （2）滞納処分を受けたことがないことの証明（その4） （1）は直近1年度分 （2）は直近3年分 応募日より3ヶ月以内に発行したもの。</p>	<p>【正本（原本）以外は写しで可】 応募時点で個人事業主の場合は代表者の納税証明書。</p> <p>（1）「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税について」未納税額のない証明（その3の2）。 （2）滞納処分を受けたことがないことの証明（その4）。</p>		
17	経理規定（応募日現在のもの）			
18	就業規則・非常勤就業規則・給与規定（給料表含む）	就業規則については、労働基準監督署の受付印が押印されたもの。		
19	事業計画書（直近3年度分）			
20	事業報告書（直近3年度分）			

21	法人調査書の写し（直近1年度分） （都道府県等により、毎年提出が義務付けられている法人監査に関する調査書）	例：「社会福祉法人調査書（東京都）」		
22	書類 21等に基づいた法人の監査結果（社会福祉法第56条）	直近の監査結果を提出。		

## 応募対象施設(既存施設)の状況に関する書類

個人情報（児童や保護者の氏名等）は、必ずマスキングしてください。  
各計画や記録、便りや日誌等については、何歳児クラスかわかるよう、余白等にクラスをご記入ください。

チェック欄	書類名	様式	施設型	地域型
23	応募対象施設(既存施設)に関する施設調査書	様式7		
24	園規則			
25	施設調査書（直近1年度分） （施設調査書：都道府県等へ園の実施状況について報告している監査用書類）	例「施設調査書（東京都）」 「児童福祉行政（保育所）指導監査自主点検表（千葉県）」		
26	書類 25等に基づいた応募対象施設の監査結果（児童福祉法第46条）及び改善報告書一式	直近の監査結果を提出。		
27	第三者評価結果（直近1年度分）	平成29年度未受審の場合は、直近の受審結果を提出。		
28	職員状況調査表	様式8-1、8-2		
29	全体的な計画（平成30年度分）			
30	指導計画（平成30年度分）	年間 月別（平成30年5月・6月分） 週案（日誌）・個別計画（個別日誌）（平成30年6月の第2・3週分）		
31	保健指導に関する計画と実績（平成30年度分）	指導計画とは別に、保健指導に関する計画がある場合のみ。 実績は平成30年6月分。		

32	保護者会等に関する計画と実績 (平成30年度分)	保護者会(保護者と園の懇談)、保育参観についての年間計画がわかる書類及びその会議録等その実績がわかる書類(各クラス直近の1回分)。 個人面談の内容等、実績がわかる書類(各クラスの直近に実施した2名の個人面談等の記録のうち、平成30年4月から平成30年9月までのもの)。		
33	職員研修に関する計画と実績(平成30年度分)	年間の研修計画もしくは実績がわかる書類で、参加者がわかるもの(平成30年度分)。 研修参加者が書いた研修報告書等の受講記録(平成30年1月から平成30年6月までのもの)。		
34	職員会議の計画と実績(平成30年度分)	職員会議の年間計画がわかる書類(平成30年度分)。 会議録等、職員会議の内容がわかる書類(平成30年1月から平成30年6月までのもの)。		
35	保育園のしおり・入園案内のパンフレット等(平成30年度分)			
36	園便り、クラス便り、地域や家庭向けの情報紙等(平成30年度分)	平成30年1月から平成30年6月までのもの。		
37	連絡帳(平成30年度分)	平成30年6月第3週における各対象年齢について1名分。		
38	児童票、園日誌、保健日誌等の保育関係記録(平成30年度分)	児童票は、各年齢について1名分(入園前の状況調査書があれば併せて提出)。 日誌は、平成30年6月の第2・3週分。		
39	献立表(平成30年度分)	各年齢について平成30年6月分。 別途アレルギー対応のものがあれば提出。		
40	安全、衛生、健康管理関係マニュアル(応募日現在のもの)	感染症対策、安全対策、虐待対応を記載したもの。		

41	事故簿・ヒヤリハット（直近6ヶ月分）	平成30年2月から平成30年7月までのもの。		
42	新制度移行に伴う施設利用者への説明確認書	様式9-1、9-2 事業者が説明時に用いた説明資料を添付すること。		

### 適格性審査対象施設及び事業(移行希望)に関する書類

の書類については、応募事業者がP3「(3)運営実績」の実績を有しており、既存施設を活用して移行条件に適用させる場合は不要(増床部分は除く。)

56～62については、所有者から応募事業者を介さず区に直接提出も可能です。

ただし、各書類の鑑文には何日付けで所有者等から提出されたことを記載すること。

(必ず事業者で提出したことを把握してください。)

チェック欄	書類名	様式	施設型	地域型
43	適格性審査対象施設及び事業の運営にあたっての考え方	様式10		
44	職員配置	様式11		
45	施設長予定者・主任予定者の履歴書	職歴（主任や施設長等の就任年月日含む）・法人役員就任年月日等の記載があり、応募日現在の状況が分かるもの。保育施設の経験については、施設種別（認可保育所、東京都認証保育所等）、担当職務内容（歳児クラス、主任、施設長等）及び雇用形態（常勤、非常勤、派遣等）も記載すること。		
46	事業費・資金調達内訳等一覧表（総括表）	様式12 施設整備を行う場合のみ。		
47	資金収支見込計算書	様式13 公定価格試算表を添付すること。		
48	適格性審査対象施設の施設調書	様式14		
49	物件調書	様式15		
50	関係機関との協議状況調書	様式16 移行希望の給付対象施設及び事業に応じて、添付書類と併せて提出すること。		
51	整備の基本プランとなる配置図（採光計算有り）、建物各階平面図、断面図、公図、敷地測量図、避難経路図 保育を行う階の平面図の説明資料（保育を行う上での狙いや避難経路等を記載すること。）			

52	最寄駅又はバス停から施設（予定地）までの案内図、施設から代替遊戯場までの案内図（距離、所要時間有り）	方位、目的物が確認できること。		
53	施設写真	既存施設での移行の場合は、既存施設の写真。 施設外部（前面経路から施設入口までの外観、園庭） 施設内部（保育室、調理室、便所、沐浴槽、その他水回り、施設内での留意箇所）		
54	・建物建築時の建築確認申請書及び確認済証、検査済証の写し（確認申請に伴う許可を取得している場合には許可証の写し） ・用途変更に係る建築確認申請書の写し及び確認済証の写し	検査済証を紛失している場合は台帳記載事項証明書。 用途変更の必要のない施設の場合は、施設の適法性を確認できる書類（適法性調査の結果報告書）も提出すること。 これから改修の場合は改修後に提出できること。 検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する場合、以下の書類が保管されている場合には、保育所に転用できる可能性があるため、事前に相談すること。 ・確認申請の副本・竣工図 ・既存建築物の復元図		
55	耐震診断報告書	新耐震基準を満たしていることがわかるもの。 昭和56年6月以降建築の建物の場合には不要。		
56	土地の登記履歴事項証明書（法務局で取得） 応募日より3ヵ月以内に発行したもの	【正本（原本）以外は写しで可】		
57	建物の登記履歴事項証明書（法務局で取得） 応募日より3ヵ月以内に発行したもの	【正本（原本）以外は写しで可】		

58	<p>【土地及び建物所有者が個人の場合】土地及び建物所有者の身分証明書（土地及び建物所有者の本籍地で発行） 応募日より3ヵ月以内に発行したもの</p>	<p>【正本（原本）以外は写しで可】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地と建物の所有者が別の場合は、各所有者分を提出してください。</li> <li>・共有物件の場合は共有者全員分を提出してください。</li> </ul>		
59	<p>【土地及び建物所有者が法人の場合】 （法人に関する） 登記事項全部証明書  応募日より3ヵ月以内に発行したもの</p>	<p>【正本（原本）以外は写しで可】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地と建物の所有者が別の場合は、各所有者分を提出してください。</li> <li>共有物件の場合は共有者全員分を提出してください。</li> </ul>		
60	<p>土地及び建物所有者の納税証明書（市町村及び都税・県税事務所が発行したもの）</p> <p>【土地等所有者が東京23区内の法人の場合】 市町村が発行するものは不要です。 都税事務所が発行する「法人事業税・特別税」及び「法人住民税」を提出してください。</p> <p>【土地等所有者が東京23区内在住の個人の場合】 区が発行する「住民税」、都税事務所が発行する「固定資産税」、「個人事業税」を提出してください。</p> <p> 応募日より3ヵ月以内に発行したもの</p>	<p>【正本（原本）以外は写しで可】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地と建物の所有者が別の場合は、各所有者分を提出してください。</li> <li>共有物件の場合は共有者全員分を提出してください。</li> </ul>		



61	<p>土地及び建物所有者納税証明書 ( 税務署が発行するもの )</p> <p>【土地及び建物所有者が個人の場合】 ( 1 ) 「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明(その3の2) ( 2 ) 滞納処分を受けたことがないことの証明(その4)</p> <p>【土地及び建物所有者が法人の場合】 ( 1 ) 「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明(その3の3) ( 2 ) 滞納処分を受けたことがないことの証明(その4)</p> <p>( 1 ) は直近1年度分 ( 2 ) は直近3年度分 応募日より3ヶ月以内に発行したもの</p>	<p>【正本(原本)以外は写しで可】 共有物件の場合は共有者全員分を提出してください。</p>		
62	<p>固定資産評価証明書 3ヶ月以内に発行したもの</p>	<p>不動産を管轄する都税事務所において発行するもの</p>		
63	<p>覚書や合意書、賃貸契約書等、 保育施設設置に伴う土地等の取得等に関する根拠資料</p>	<p>移行希望の給付対象施設及び事業に使用することに同意していることがわかるもの。 契約に至っていない場合は、契約書内に給付対象施設及び事業の使用を認める本文が記載されていること。</p>		
64	<p>連携施設の概要又は 連携施設の設定に関する計画書 ( 規模、パンフレット等を添付 )</p>	<p>様式17-1 連携施設を設定しない場合は「様式17-2」も提出。</p>		
65	<p>施設から連携施設までの案内図 ( 距離、所要時間有り )</p>			
66	<p>連携施設との協定書</p>	<p>協定内容及び連携内容について記載があるもの。 契約書等がある場合は、添付すること。 <u>同一法人が運営する施設で全ての児童に対する連携内容に対応できる場合は不要。</u></p>		
67	<p>給食提供の概要又は 給食提供実施に関する計画書</p>	<p>様式18-1 連携施設を設定しない場合は「様式18-2」も提出。</p>		

68	その他、提案内容等に関する書類（任意）	提案内容等が複数に分かれる場合は、必ずインデックスや鑑文など、項目ごとに仕分けすること。	任意	任意
----	---------------------	--	----	----

**(3) 提出部数 必要部数 6部（正本1、副本4、下記 の副本1）**

以下の書類は、副本1部を作成し綴じて提出すること。

- 「 事業者に関する書類」 1～22
- 46 事業費・資金調達内訳等一覧表（総括表）
- 47 資金収支見込計算書
- 63 覚書や合意書、賃貸契約書等、保育施設設置に伴う土地等の取得等に関する根拠資料

**(4) 提出方法（提出前に、必ずお読みください。）**

保育認定・調整課認可外保育施設あてに郵送又は窓口へ提出して下さい。

郵送の場合は、未着・遅延についての責任は、いかなる理由を問わず、区では責任を負いません。また、あて名を「保育担当部保育認定・調整課認可外保育施設担当あて」として下さい。

直接窓口へ提出する場合は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時15分までの間で、必ず事前に来庁日時をお知らせ下さい。

また、提出期限最終日等は、複数の申請事業者からの受付を行うことが予想されるため、お待ちいただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

「応募申請書」は、1部のみ原本とし、その他は写しで構いません。

応募申請書類全てをファイル（A4・縦型・左綴じ）で綴り、表紙及び背表紙にタイトル・法人名を記入して下さい。なお、（1）の原本を綴じたファイルの表紙及び背表紙には「正本」と表示をして下さい。

応募申請書類は、書類 順にファイルに綴じ、各応募書類の一番上にその書類 に対応した鑑文を綴じて下さい。また鑑文には書類 及び書類名をインデックスで付して下さい。鑑文は区のホームページに掲載しますので、各事業者においてダウンロードして下さい。

区トップページ > くらしのガイド > 子ども・教育 > 保育 > 事業者の方向け情報 > 認可外保育施設に関すること > 第10期認可外保育施設新制度移行希望事業者適格性審査

まとめる際は、通常の申請と同様に、ファイル（A4・縦型・左綴じ）で綴り、表紙及び背表紙にタイトル・法人名を記入し、書類 順にファイルに綴じ、各応募書類の一番上にその書類 に対応した鑑文を綴じて下さい。また鑑文には書類 及び書類名をインデックスで付して下さい。

該当する書類がない場合は、その理由を鑑文に記入して下さい。また、指定様式に記入内容が収まらない場合は、適宜様式の加工や別紙の添付等の対応をして下さい。全ての書類を一つのバインダーに綴じられない場合は、次の書類ごとに綴じて下さい。

- ・「応募申請書」「 事業者に関する書類（書類 1～22）」
  - ・「 応募対象施設（既存施設）の状況に関する書類（書類 23～42）」
  - ・「 適格性審査対象施設及び事業（移行希望）に関する書類（書類 43～69）」
- 個人情報（児童や保護者の氏名等）が見えないように、必ずマスキングして下さい。

原則、両面刷りで提出して下さい。ただし、提出書類の ごとに区切って下さい。

提出期限 切後、区で提出書類の有無の確認を行います。提出後は、区が求めたもの

以外の書類の修正等は一切認められせんので、十分ご確認の上、提出して下さい。

## 17 書類提出先及び問い合わせ先

- (1) 住所  
〒154 - 8504 世田谷区世田谷4 - 21 - 27 世田谷区役所第二庁舎2階22番窓口
- (2) 担当部署名  
世田谷区保育担当部 保育認定・調整課 / 認可外保育施設担当  
担当：小湊 藤田 長嶋 及川
- (3) 電話番号及びFAX番号  
03 - 5432 - 2313 (2572) / FAX : 03 - 5432 - 3018
- (4) 電子メールアドレス  
[SEA01044@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA01044@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

## 18 その他（注意事項）

- (1) 本公募要項についての質問等は、質問票でお願いいたします。そのため、電話等でのお問い合わせはご遠慮ください。
- (2) 書類等のご質問等を、申請事業者からではなく、土地建物の所有者や仲介業者等から問い合わせされる事業者が見受けられます。必ず申請事業者自身で関係機関へ必要書類の説明をして下さい。
- (3) 本募集要項での当該事業者に関することについては、申請事業者以外からの質問はお答えいたしません。
- (4) 窓口等へアポイントなしでお越しになられた場合、ご対応できない場合もありますので、ご了承ください。